

亀山市教育委員会告示第1号

亀山市文化財保護事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

亀山市教育委員会教育長 中原 博

亀山市文化財保護事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市文化財保護事業補助金交付要綱（平成19年亀山市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（補助金の名称）</p> <p>第2条 この告示により交付する補助金の名称は、<u>亀山市文化財保護事業補助金（以下「補助金」という。）</u>という。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>[（1）～（4） 略]</p> <p><u>（5）文化財保護法により指定された文化財の保護に係る事業（その事業に要した経費の額が50,000円以上のものに限る。）のうち、国庫補助金の交付の対象とならない事業で</u></p>	<p>（補助金の名称）</p> <p>第2条 この告示により交付する補助金の名称は、<u>亀山市文化財保護事業補助金</u>という。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>[（1）～（4） 略]</p> <p>[項を加える。]</p>

教育委員会が認めたもの

(6) [略]

(補助対象事業の事業名等)

第4条 [略]

2 前条第2号から第4号まで及び第6号に規定する補助対象事業に対する補助金の額等は、別表第2のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前条第5号に規定する補助対象事業に対する補助金の額は規則第12条第2項の規定を準用して算定した額とし、事業名、事業の内容等は別表第3のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(見直し)

第5条 教育委員会は、第3条第5号に掲げる事業の実績に応じて、当該事業に係る補助金の交付について見直しをするものとする。

(その他)

第6条 [略]

別表第2 (第4条関係)

区分	補助金の額	摘要
[略]	[略]	[略]
第3条第	規則第12	事業の内容

(5) [略]

(補助対象事業の事業名等)

第4条 [略]

2 前条第2号から第5号までに規定する補助対象事業に対するこの補助金の額等は、別表第2のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

[項を加える。]

[条を加える。]

(その他)

第5条 [略]

別表第2 (第4条関係)

区分	補助金の額	摘要
[略]	[略]	[略]
第3条第	規則第12	事業の内容

4号及び第6号に掲げる事業	条第2項の規定を準用して算定した額	及び補助対象となる経費については、別表第1の規定を準用する。
---------------	-------------------	--------------------------------

4号及び第5号に掲げる事業	条第2項の規定を準用して算定した額	及び補助対象となる経費については、別表第1の規定を準用する。
---------------	-------------------	--------------------------------

別表第3 (第4条関係)

[別表を加える。]

事業名	事業の内容	補助対象となる経費
建造物の防犯防災事業	建造物の保険の加入及び防犯防災のための警備保障の委託	火災保険料、地震保険料及び警備保障委託料。 ただし、火災保険料及び地震保険料は、掛け捨て型のものに限る。
美術工芸品の防犯防災事業	美術工芸品及びそれを直接保護するための収蔵建物の保険の加入及び防犯防災のための警備保障の委託	火災保険料、地震保険料及び警備保障委託料。 ただし、火災保険料及び地震保険料は、掛け捨て型のものに限る。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。